

4. 消費の現状

過去数十年、様々なウナギ種が養殖、取引、消費されており、ニホンウナギのみの消費量を示すデータは存在しません。日本でのウナギの推定年間消費量は、2000年から2002年の約16万トンにピークに、2016年には約5万トンまで減少しています。日本では、小売店や飲食店でウナギの種の表示義務がなく、消費者はどの種を購入、消費しているのか分からない状況にあります。

歴史的には、日本が最大の消費国と考えられていましたが、近年は、日本食の人気拡大とともに、日本以外の国でかば焼きや寿司ネタとしてウナギが食されるようになってきています。

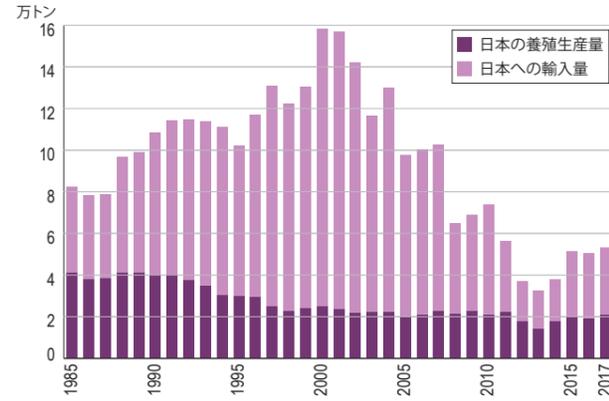


図5 日本のウナギ消費量の推移 出典：海面漁業生産統計調査、税関統計

5. 政府に対する資源管理のための要望・提言

1 地域的な資源管理の強化を目指して

- 科学的知見に基づき、かつ、予防原則に従い、採捕量に紐づける形で東アジアにおいてニホンウナギの稚魚の池入れ量を設定すること
- 上記の池入れ量制限の遵守を担保するための法的枠組み（地域漁業管理機関等）を東アジアで導入すること。その際には、生息国・地域、養殖国・地域だけでなく、稚魚の取引経由地となっている香港も枠組みに含めること
- 日本に輸入されるシラスウナギについては、上記の枠組み及び各国・地域の採捕・国内取引・輸出に関する法制度に則ったものであることを、原産国・地域の政府が発行する証明書がないと輸入できない仕組みを導入するなど、透明性のある手段を用いて担保すること
- 上記が実現できない場合には、ニホンウナギの実効性ある資源管理措置の確立、導入が可能となるまで、国際取引の規制措置としてワシントン条約への掲載を支持すること

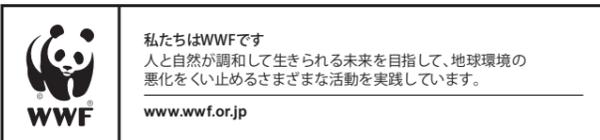
2 国内の資源管理の強化について

- ニホンウナギの資源状況が極めて悪く、かつ IUU 漁業が横行し、都道府県を超えて幅広く取引されていることを踏まえ、国内のシラスウナギの特別採捕については、都道府県知事から農林水産大臣に許可権限を移管し、シラスウナギの流通ルールを国内で統一すること
- シラスウナギの採捕から池入れに関わる全ての個人、事業者等を対象として、採捕者、採捕日・取引日、採捕・取引量、取引元・取引先を電子的な方法で報告することを義務付ける漁獲証明制度を導入すること
- 飲食店を含むウナギ製品の提供・販売において、種および稚魚原産地表示を明記するしくみを導入すること



参考文献

- Jacoby, D. & Collock, M. 2014. *Anguilla japonica*. The IUCN Red List of Threatened Species 2014: e.T166184A1117791. <http://dx.doi.org/10.2305/IUCN.UK.2014-1.RLTS.T166184A1117791.en>. Downloaded on 20 February 2019.
- 海部ほか「日本におけるニホンウナギの保全と持続的利用に向けた取り組みの現状と今後の課題」(2016) https://www.jstage.jst.go.jp/article/seitai/68/1/68_43/_pdf
- FAO (国連食糧農業機関) <http://www.fao.org/fishery/statistics/global-capture-production/en>
- http://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/pdf/140917unagi_data.pdf
- Shiraishi, H. and Crook, V. (2015). Eel market dynamics: an analysis of *Anguilla* production, trade and consumption in East Asia. TRAFFIC, Tokyo, JAPAN
- 水産庁「ニホンウナギに係る地域ワークショップの結果について」 <http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/signen/180921.html>
- 水産庁「うなぎをめぐる状況と対策（2019年2月）」 <http://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/unagi.html>
- 水産庁「うなぎをめぐる状況と対策（2019年2月）」 <http://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/unagi.html> から計算
- 水産庁 (2018) 共同宣言添付資料2 <http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/signen/attach/pdf/180713-3.pdf>
- Kaifu (2019). Challenges in assessments of Japanese eel stock. Marine Policy, 102:1-4.
- 水産庁 (2018) 共同プレスリリース
- 水産庁、共同発表 (2017, 2018) の添付資料より (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/signen/attach/pdf/170711-5.pdf> <http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/signen/attach/pdf/180713-2.pdf>)



本件に関するお問い合わせ
WWFジャパン (公財) 世界自然保護基金ジャパン
自然保護室 海洋水産グループ
fish@wwf.or.jp Tel: 03-3769-1718
東京都港区三田1-4-18 三田国際ビル3階



FACT SHEET

APRIL
2019

ニホンウナギの現状と資源管理について

ニホンウナギはIUCN(国際自然保護連合)のレッドリストで絶滅危惧種(EN)に指定され、資源の枯渇が危惧されています。最大の消費国と考えられる日本をはじめ、採捕・漁業、養殖、取引に関わる国・地域は、ニホンウナギの確かな資源回復を目指すために、厳しい資源管理を早急に実施することが必要です。



1. ニホンウナギの生態 (基礎情報)

ニホンウナギ (*Anguilla japonica*) は、太平洋のマリアナ諸島西方海域に産卵場を持ち、陸水で成長する降河回遊魚です。ふ化後は、レプトセファルスと呼ばれる仔魚となって海流によって運ばれ、約半年後にシラスウナギとなって東アジアの陸域に到達します。河川、湖沼、沿岸域の生息場で、数年から十数年を黄ウナギとして東アジアで過ごした後、銀ウナギとなって産卵のために海に戻っていきます。ニホンウナギの個体数は、海流の変化やダムなどの横断工作物の構築、生息地環境の減少・劣化、過剰な漁獲などの多様な要因によって減少したと考えられています¹。このことから、ニホンウナギの保全及び持続的な利用の実現のためには、資源管理及び生息地環境の保全・回復の取り組みが重要です²。また、ウナギは東アジア全域で単一の任意交配集団を形成している共有資源であることから、東アジアの各国・地域が協力して資源回復に取り組むことが必要となります。

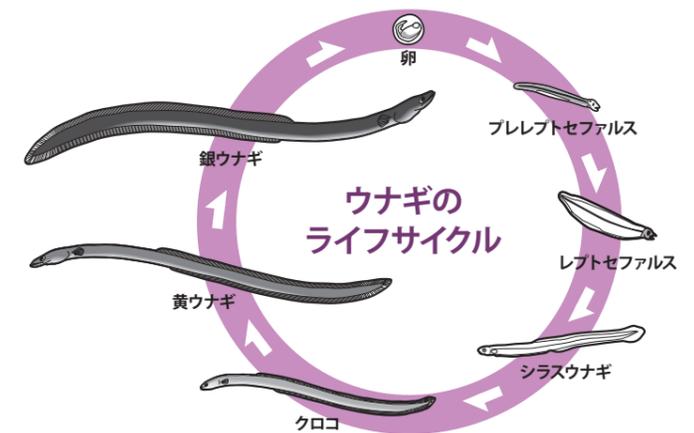


図1 ウナギのライフサイクル (塚本 (2012) をもとに、WWF ジャパン作成)

引用: <https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3671.html>

2. 漁獲量・養殖量の推移

ニホンウナギの漁獲には、シラスウナギとして採捕され、養殖される場合と、黄ウナギ・銀ウナギとして漁獲される場合の2通りがあります。ニホンウナギの東アジア各国・地域の漁獲量は、1969年の約3,600トンピークに、2016年には136トンまで大きく減少しています³。東アジアにおける黄ウナギ・銀ウナギの主な漁獲国は日本と韓国となっています。東アジアの一部の地域では、銀ウナギが海に戻る9月から12月に禁漁や漁の規制を行うなどの対策がなされ始めています。

一方、東アジアにおける近年のシラスウナギの採捕量は、池入れ量（養殖場に入れられるシラスウナギの量）から推定した場合、過去数十年、年による変動はありつつも、大幅な減少傾向にあり、2012-2013年漁期には25トンを下回るな

ど、2014年-2015年に池入れ上限が設定される前から大幅な漁獲減少が確認されていました（2014-2015年漁期から東アジア全体の池入れ量〔=漁獲量と仮定〕は78.7トンとなっている）。

ニホンウナギの養殖生産量は、シラスウナギの池入れ量の減少とともに、減少傾向にあるとみられ（養殖場で使われる稚魚はすべて野生由来）、2014年の共同声明によると、東アジア全体のニホンウナギの養殖生産量は、2010年の約9万トンから2012年には約3万6千トンに減少しています⁴。各国・地域のウナギ養殖生産量はFAOに報告がなされているものの、過剰報告の疑いがあり、正確な養殖生産量は不明となっています⁵。

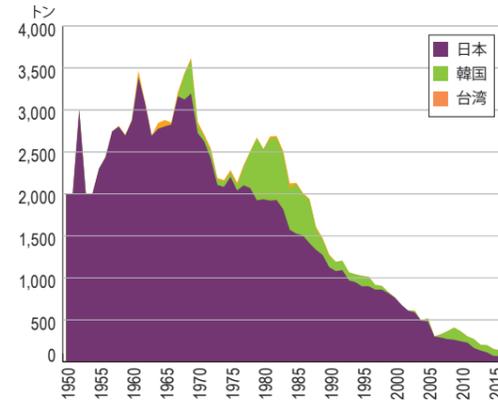


図2 ニホンウナギの漁獲量の推移 出典：FAO

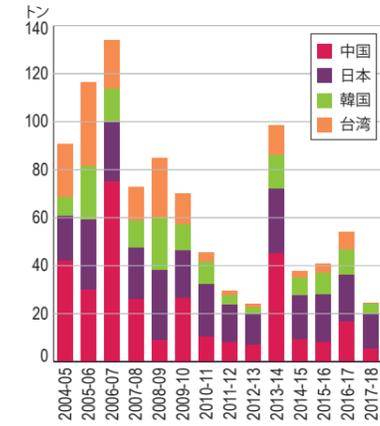


図3 日本、中国、韓国、台湾におけるニホンウナギの推定池入れ量の推移 出典：共同声明（2014）、共同発表（2017；2018）、日本養殖新聞（2017-2018年漁期の中国のデータ）

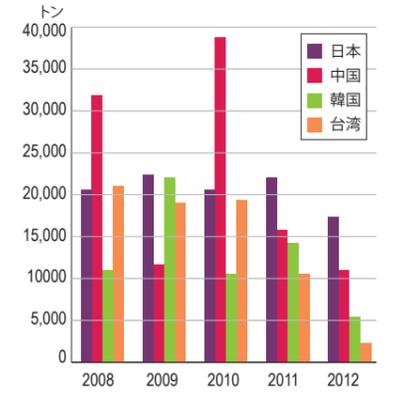


図4 ニホンウナギの養殖生産量の推移 出典：共同声明（2014）

3. 漁獲・養殖・流通の現状・問題点

1 地域漁業管理機関（RFMO）の欠如

ニホンウナギは東アジア全域で単一の任意交配集団を形成している共有資源であることから、資源管理にあたっては、漁獲・採捕に関わる国・地域の協力・協調に基づく取り組みが必要となりますが、ニホンウナギについては、地域漁業管理機関（RFMO）など、関係国・地域の協力を促すような仕組みはありません。日本、中国、韓国、台湾の4か国・地域は、2014年以降「ニホンウナギその他の関連するうなぎ類の保存及び管理に関する共同声明」で池入れ量の上限を設定していますが、法的な拘束力はありません。

2 池入れ上限の科学的根拠の欠如

日本、中国、韓国、台湾の4か国・地域が2014年以降設定している池入れ量上限は、過去5年で最も池入れ量が多かった2013-2014年漁期の池入れ量の2割削減という決め方が用いられました。科学的根拠を欠く中、年間の上限量は毎年更新され、2019-2020年漁期も同じ上限となっています。上記設定以降、上限に達するほど漁獲されたことはなく、上限は無意味な数値となっています。

ニホンウナギについては、資源量の評価がむづかしく、資源評価に基づいた管理措置の検討が困難な状況にあります。2018年9月には、「ニホンウナギに係る地域ワークショップ」が開催され、各国・地域の持つ科学的データや情報のレビューが初めて行われましたが⁶、ニホンウナギの一大採捕国である中国は参加しておらず、資源評価実施の道筋は立っていません。科学的根拠に基づいた漁獲・池入れ量制限を行うためには、このような取り組みを早急に強化する必要があります。

3 IUU（違法・無報告・無規制）漁業の横行

シラスウナギの採捕にあたっては、東アジアの各国・地域でIUU（違法・無報告・無規制）漁業が横行しています。IUU漁業の要因の1つには、シラスウナギの需要と価格の高騰があります。資源の枯渇が進む一方、シラスウナギの高い需要があることから、シラスウナギの価格は過去に比べ、高騰を続けており、2017-2018年には、日本での取引価格が1キロあたり約300万円と過去最高を記録しました。

日本では1万8000人を超える人がシラスウナギの採捕に携わっていますが、採捕報告数量と実際の採捕数量には大幅な差異があり、2017-2018年漁期には採捕量9.8トンのうち、3.6トンがIUU漁業であったと考えられます⁸。1キロ当たり300万円で計算すると、100億円に上る採捕額に上ります。IUU漁業の横行により、いっどこでシラスウナギが採られたのかという情報が得られなくなるため、資源管理の観点からもIUU漁業の撲滅は重要です。

また、台湾では、漁期（通常11月から翌年の2月）は決まっているものの、自由にシラスウナギ漁が行えることになっており⁹、今後、適切な漁業規制を導入する必要があります。

4 違法取引の横行・トレーサビリティの欠如

IUU漁業に加え、シラスウナギは国際的に、また国内でも違法取引の対象となっています。ニホンウナギは東アジア各国で養殖されており、シラスウナギは養殖のための重要な種苗であることから、日本・台湾では漁期の間、シラスウナギの輸出が禁止されており、中国も輸出は承認制となっています。しかし、需要の高さから、これらの規制に反して、シラスウナギが大量に違法に取引されていると考えられています。日本は、シラスウナギ漁の存在しない香港から毎年大量のシラスウナギを輸入しており、その出所の多くは台湾であると考えられています。さらに、国内でも、シラスウナギの取引規制（出荷先の指定、県外移出の禁止など）を設けている県がありますが、それらの規制に反した取引が行われています¹⁰。違法採捕・取引が横行していることから、採捕から養殖場までの取引のトレーサビリティの確保は困難なのが現状です。



鹿児島（日本）のウナギの養殖場

養殖場のモニタリング及び管理

採捕されたすべてのシラスウナギが一定期間養殖され、その後流通・加工を経て消費されることから、適法性とトレーサビリティの担保には養殖場が大きな役割を担うこととなります。日本や台湾では、ニホンウナギの養殖が許可制となっており、韓国でも同様の動きがあります¹¹。一方、中国、韓国、台湾では、池入れ上限にかかわらず、養殖業者の数または養殖面積が増加傾向にあるという矛盾が生じています¹²。また、稚魚不足により、東アジアの一部の地域では、ニホンウナギ以外のウナギ属が養殖に使われており、その中には、ニホンウナギと同様、資源が枯渇していたり、輸出が禁止あるいは制限されている種もあります。したがって、東アジアの養殖業者には、ニホンウナギだけでなく他の種についても、持続可能性や合法性、トレーサビリティの担保されたウナギを池入れ、養殖、池上げすることが求められます。